

1 人員・運営基準上の留意事項について

1. 人員基準上の留意事項

管理者について

平成 30 年度の介護保険制度改正において、管理者は常勤で主任介護支援専門員の資格を有する者でなければならないことと定められました。なお、経過措置として、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、令和 3 年 3 月 31 日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用が猶予されます。

令和 3 年 4 月 1 日以降、新たに管理者となる者に対しては上記の措置は適用されず、いずれの事業所においても主任介護支援専門員でなければなりません。

ただし、急な退職などの不測の事態によって、すぐに主任介護支援専門員の確保をすることが著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合については、宝塚市（介護保険課）へご相談ください（理由と改善に係る計画を保険者（宝塚市）へ届出の上、要件の適用を 1 年間猶予）。

2. 運営基準上の留意事項

実地指導、ケアプラン点検等で指摘の多い事項について

- (1) アセスメントについて
- (2) ケアプラン 1～3 表について
- (3) サービス担当者会議について
- (4) モニタリングについて

上記 4 点について、宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第 15 条（基準 13 条）「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」に沿って、適切な取り扱いをお願いします。特に、運営基準減算対象項目となる部分について、厚生労働省資料を参考に、適切な取り扱いをお願いします。

《実地指導・ケアプラン点検における不適正事例》

○アセスメントについて

- ・課題分析標準項目を網羅できていない。
- ・利用者の解決すべき課題の把握（アセスメント）又はその結果の記録が不十分。

○サービス担当者会議について

- ・計画の新規作成、ケアプランの変更の際に、サービス担当者会議を行っていない。（軽微な変更とは認められない場合においても、軽微な変更とみなし一連の手続きが取られていない）
- ・居宅サービス計画原案に位置付けた全ての居宅サービス事業等の担当者からの意見を求めている。
- ・サービス担当者会議における検討内容が不十分である。
- ・照会による意見聴取となったサービス担当者会議において、やむを得ない理由が不明確（やむを得ない理由がある場合とは、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況により主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合のほか、開催の日程調整を行ったがサービス担当者の事由によりサービス担当者会議への参加が得られなかった場合等が想定される。←開催の日程調整を行った記録、参加が得られない理由が記録にないものが多数散見される。）
- ・照会文書のための保管になっており、利用者等のニーズの共有化、目標やプランの共有化等、関係者

間の共有について行われたかどうかの確認ができない。

(5) 特定事業所加算について

令和6年度介護保険制度改正において、特定事業所加算算定要件の追加が行われました。

1 趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、医療・介護連携への積極的な取組等を総合的に実施することにより質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。(老企第36号 第3の11)

2 厚生労働大臣が定める基準

厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・八十四)の改正

3 厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

⑧(8) 関係

多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活混住者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。

また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられるが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を習得するためのものであれば差し支えない。

⑪(12) 関係

特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。

(6) その他改正事項等について

厚生労働省ホームページ介護サービス関係Q&Aや『介護報酬の解釈』をご確認ください。